

## 岩手県公立学校退職校長会会則

- 第 1 条 この会は、岩手県公立学校退職校長会と称し、事務局を会長の指定する場所におく。
- 第 2 条 この会は、会員相互の旧交を温め、生活の向上をはかるとともに、本県教育ならびにわが国教育の振興に資するをもって目的とする。
- 第 3 条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 会員相互の親睦及び研修に関すること。
  2. 教育の振興及び関係団体との協力に関すること。
  3. 会員の福祉及び慶弔に関すること。
  4. その他、会の目的達成のため必要な事項。
- 第 4 条 この会は、公立学校の校長職、その他これに準ずると会長が認める職にあった退職者をもって組織する。
- 第 5 条 各地区に地区退職校長会をおく。
- 第 6 条 この会に次の役員をおく。  
会長 1名、副会長 4名、監事 3名、理事 若干名
- 第 7 条 会長・副会長・監事は、総会において選出する。  
理事は、地区会長及び会長委嘱の者とする。  
常任理事は、理事の中から若干名を会長が委嘱する。  
役員の任期は2か年とし、再任を妨げない。補欠役員の任期は、前任者の在任期間とする。  
役員の任期が終了しても、後任役員が定まらないうちは、その職責を行う。
- 第 8 条 会長は、会務を総括し、本会を代表する。  
副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。  
監事は、会計を監査する。  
理事は、理事会を構成し、第13条に定める会務を行う。  
常任理事は、会務を分担し、その執行にあたる。  
事務局長は、会務を処理する。
- 第 9 条 この会は、顧問をおくことができる。  
顧問は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。  
顧問は、会長の諮問に応ずる。
- 第10条 この会の会議は、総会、理事会とする。
- 第11条 総会は、代議員をもって毎年1回以上開き、次のことを議決する。  
代議員は、地区退職校長会から、会員50名まで1名、50名を越す毎に1名を追加選出する。
1. 会務報告、過年度決算の審議承認
  2. 当年度の事業計画及び予算の審議
  3. 役員を選出
  4. 会則の改正
  5. その他重要事項
- 第12条 緊急の場合は理事会の議決をもって総会に替え、次の総会において承認を受ける。
- 第13条 理事会は毎年1回以上開き、次のことを処理する。
1. 総会に付議すべき事項
  2. 総会から委任された事項
- 第14条 この会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。
- 第15条 この会則の実施に必要な規定等は、理事会でこれを定めることができる。

## 附 則

1. この規約は、昭和40年10月23日から施行する。
2. 昭和46年6月19日改正・施行
3. 昭和48年6月16日改正・施行
4. 昭和49年6月17日改正・施行
5. 昭和56年5月23日改正・施行
6. 昭和57年5月17日改正・施行
7. 昭和60年5月27日改正・施行
8. 平成 4年5月15日改正・施行
9. 平成21年5月12日改正・施行
10. 令和 3年5月12日改正・施行

## 参考1 総会、理事会及び常任理事会の取り決め事項

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 会則第4条の「会長が認める職」は、次のとおりとする。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 校長の経験はないが、県立総合教育センター所長の職にあった者</li></ol></li></ol> |
|---|